

平成26年9月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

県民環境部

目 次

I 提出予定案件	
1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	3
こども未来・青少年課	3
県民スポーツ課	5
2 その他の議案等	6
(1) 条例案	6

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計	財源								一般財源	
				特定				内訳					
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入	県債			
県民環境政策課	2,096,522	0	2,096,522	23,179			20	1,000		8,172			2,064,151
こども未来・青少年課	8,120,842	1,016,667	9,137,509	(254)				(3,194)	606,108		1,300		(1,013,219)
環境首都課	1,213,498	0	1,213,498	2,198,105	10,592	2,973	4,406	806,159		115,623			158,785
環境指導課	265,414	0	265,414	600		28,969		134,633		60,314			40,898
自然環境戦略課	233,481	0	233,481	4,700		15,532		158,757		162			54,330
環境管理課	234,779	0	234,779	9,487		520		60,000		50,012		10,000	104,760
とくしま文化振興課	446,370	0	446,370	50,380		4,386		34,171		3,320			354,113
県民スポーツ課	773,036	8,640	781,676	4,661		3,378		236,000		1,486			(8,640)
計	13,383,942	1,025,307	14,409,249	2,413,701	10,592	55,798	14,728	2,036,828		240,389		10,000	(1,021,859)

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

区分	会計名	補正前の額	補正額	計	財源				内訳			
					国支出金	使用手数料	財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	県債	
こども未来・青少年課	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別	234,570	14,000	248,570					106,773	(14,000)	141,797	
合	計	234,570	14,000	248,570	0	0	0	0	106,773	(14,000)	141,797	0

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

こども未来・青少年課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	摘 要
青少年女性対策費	237,141	0	237,141	
児童福祉総務費	3,849,072	1,016,667	4,865,739	① 児童福祉法等施行事務費 (10,924) ② 児童虐待防止等対策費 (508) ア ① 未成年後見人支援事業 508 ③ 特別保育対策費 (5,235) ア ① 保育士資格等取得支援事業 5,235 ④ 子育て支援臨時特別対策費 (1,000,000) ア ① 少子化対策緊急強化基金積立金 1,000,000
児童措置費	2,688,546	0	2,688,546	
母子福祉費	1,004,596	0	1,004,596	
児童福祉施設費	341,487	0	341,487	
こども未来・青少年課 合 計	8,120,842	1,016,667	9,137,509	

(単位：千円)

(イ) 特別会計

会計名	補正前の額	補正額	計	摘	要
母子福祉資金貸付金特別会計	234,570	14,000	248,570	① ㊦ 父子福祉資金貸付金 父子家庭の経済的自立の助成を図るための経費 ア 貸付金	(14,000) 14,000
こども未来・青少年課特別会計	234,570	14,000	248,570		

県民スポーツ課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計画調査費	13,491	0	13,491	
体育振興費	759,545	8,640	768,185	① 県運動公園等体育施設管理運営費 (8,640)
県民スポーツ課 合 計	773,036	8,640	781,676	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県少子化対策緊急強化基金条例（こども未来・青少年課）

(ア) 制定の理由

少子化対策を緊急に強化するために実施する結婚，妊娠，出産，子育て等の各段階に応じた支援その他の次代の社会を担う子どもを安心して生み，育てることができ環境を整備する事業に要する経費に充てるため，徳島県少子化対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する必要がある。

(イ) 制定の概要

a 基金として積み立てる額は，予算で定める額とすることとした。

b 基金は，少子化対策を緊急に強化するために実施する結婚，妊娠，出産，子育て等の各段階に応じた支援その他の次代の社会を担う子どもを安心して生み，育てることができ環境を整備する事業の財源に充てる場合に限り，処分することとすることとした。

c 基金の管理，運用益金の処理等について，所要の規定を設けることとした。

(ウ) 施行期日

公布の日から施行する。

イ 徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例（こども未来・青少年課）

(ア) 改正の理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い，関係条例について所要の整備を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県特別会計設置条例の一部改正

徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計を徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計に改称し，同特別会計において父子福祉資金の貸付事業の収支を経理することとした。

b 徳島県奨学金貸与条例の一部改正

父子福祉資金のうち修学に必要な資金の貸付けを受ける者は、徳島県奨学金貸与条例に基づき奨学金の貸与を受けることができないうこととした。

(ウ) 施行期日

公布の日から施行する。

ウ 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例（こども未来・青少年課）

(ア) 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部が改正され、知事が幼保連携型認定こども園の設置の認可等をしようとするとする際に意見を聴くための審議会その他の合議制の機関を置くものとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに充てる必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 徳島県社会福祉審議会を、知事が改正後の認定こども園法の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置の認可等を行う際に意見を聴くための機関とすることとした。
- b 改正後の認定こども園法の規定により審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項については、児童福祉専門分科会が調査審議することとした。
- c 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則の規定による準備行為として、知事が幼保連携型認定こども園の設置の認可に關し審議会その他の合議制の機関の意見を聴く場合には、この条例の施行前においては、改正後の徳島県社会福祉審議会設置条例の例により調査審議することとした。

(ウ) 施行期日

改正法の施行の日から施行する。（ただし、（イ）のcについては、公布の日から施行する。）

エ 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（子ども未来・青少年課）

(ア) 改正の理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い，幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるととした。
- b 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置の要件を改めるととした。
- c 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の調理室の設置の要件を改めるととした。
- d その他所要の改正を行うこととした。

(ウ) 施行期日

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（ただし，（イ）bについては，所要の経過措置を講ずることとする。）